

柏崎市議会文書質問に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市議会基本条例(平成26年条例第49号)第22条第2項に規定する議会が実施する文書による質問(以下「文書質問」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、文書質問とは、議会の休会中に発生した緊急の事態に係る質問であって、かつ、その内容が新潟県柏崎市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号)第62条に規定する一般質問により行うべき質問に相当する質問のうち、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)が既に公知の事実(報道機関等への発表等により何人も閲覧し、視聴し、又は入手できる事実をいう。)としたものであって、文書質問によらなくとも、法令等に基づき市長等が回答し、又は提供できる内容に係る質問
- (2) その内容が議員の活動に必要と思料できる質問のうち、議会事務局を通じて市長等に要請すれば足りる質問

(質問の通告及び回答)

第3条 文書質問を行おうとする議員(以下「質問議員」という。)は、文書質問通告書(別記様式。以下「通告書」という。)に所定事項を記載の上、議長に提出しなければならない。

- 2 質問議員は、通告書の記載に当たっては、通告書においてその趣旨・内容が理解できるよう具体的に記載しなければならない。
- 3 議長は、質問議員から通告書の提出があったときは、他の議員にその写しを配布するとともに、市長等にその写しを送付し、送付した日から10日以内に文書により回答することを求めるものとする。ただし、10日目が新潟県柏崎市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)に規定する市の休日に当たるときの回答期限は、当該休日の翌日とする。
- 4 議長は、市長等から前項に規定する回答期限までに回答することができない旨の申出があった場合は、市長等にその理由を報告するよう求めるものとする。
- 5 議長は、市長等から回答を受けたときは、速やかに当該質問議員にその旨を連絡するとともに、その写しを他の議員に配布するものとする。
- 6 通告書及び回答の内容は、柏崎市議会ホームページ等で公開するものとする。

(実施方法の見直し)

第4条 議長は、文書質問の実施方法について必要があると認めるときは、事前に市長と協議した上で、議会運営委員会に諮って見直すものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月5日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

柏崎市議会議長 様

柏崎市議会議員

⑩

文書質問通告書

下記のとおり文書質問を行いたいので、文書質問に関する実施要綱の規定に基づき、文書質問通告書を提出します。

記

質問項目	
質問要旨	